

中央ナースセンターに関する指定制度 及び同制度で指定された法人の概要

第1回 中央ナースセンターの指定のあり方に関する検討会

中央ナースセンターとは

厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンターとして指定することができる。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）
（以下「人材確保法」）第20条）

都道府県ナースセンターとは

都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、**次条に規定する業務**を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、**都道府県ナースセンター**として指定することができる。（人材確保法第14条第1項）

都道府県ナースセンターの業務

(人材確保法第15条)

1. 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。
2. 訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関し、看護師等に対して研修を行うこと。
3. 2. のほか、看護師等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
4. 病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に対し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
5. 看護師等について、**無料の職業紹介事業**を行うこと。
6. 看護に関する啓発活動を行うこと。
7. 1. ～ 6. のほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

中央ナースセンターの業務

(人材確保法第21条)

1. 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
2. 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
3. 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。
4. 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。
5. 1. ～ 4. のほか、都道府県センターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

ナースセンター法定化の趣旨

看護職員確保対策を進めていく上で、新規の養成力を強化していくことも必要ですが、今後、出生率の低下により若年労働力の確保が困難になることも考えると、これに加え、いわゆる潜在看護婦の再就業の促進を進めることが重要な課題となっています。また、医療の高度化、多様化が進む中で、看護婦等に対して、これらに対応した看護の知識技能に関する研修を行うことが必要であり、また、このことが、看護婦の定着の促進にも寄与するものと考えられます。

基本指針においても、「看護婦等の就業の促進に関する事項」や「看護婦等の資質の向上に関する事項」を定めることとされています。

ナースセンターは、こうした観点から、看護婦の再就業の促進のための事業や看護に関する研修事業等を進めることを通じて、看護婦確保対策の一翼を担うものです。

従来から、看護婦等の再就業の促進を進めるためにナースバンク事業が行われていたところですが、ナースセンターは、こうした事業を内容的にも発展・強化するとともに、指定法人として法定化することによって、看護婦等についても一層安心して相談や職業紹介などを受けることができるようにしたものです。

看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を策定した件（抄）

第五 看護婦等の就業の促進に関する事項

二 職業紹介事業、就業に関する相談の充実等

（中略）看護婦等の就業を円滑に進めるための専門的な無料職業紹介事業は、従来より都道府県単位でナースバンク事業として行われてきており、同事業では職能団体としてのネットワークをいかしながら、働く意欲を持つ看護婦等の掘り起こしを行うとともに、ニーズに適した職場に就業できるように努めてきたが、さらに、平成４年度からはナースセンター事業として内容的にも充実して展開しつつある。

四 ナースセンター事業の支援

（中略）また、中央ナースセンターにおいても都道府県ナースセンターの支援、連絡調整に努めていく必要がある。

（平成４年１２月２５日文部省・厚生省・労働省告示第１号）

中央ナースセンターの指定

人材確保法第20条の規定に基づき、平成5年12月27日
中央ナースセンターとして社団法人日本看護協会を指定
(平成6年1月26日厚生省・労働省告示第1号)

※ 同法第22条において読み替えて準用する同法第14条第3項の規定により、厚生労働大臣は、中央センターの指定をしたときは、中央センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

ナースセンター事業の概要

中央ナースセンター

(事業内容)都道府県ナースセンターの中央機関

- ①事業の啓発活動
- ②事業の連絡調整・指導・援助
- ③情報・資料収集、提供
- ④その他

47都道府県ナースセンター

事業運営委員会

ナースバンク・「看護の心」普及事業

(事業内容)

- (1) ナースバンク事業
 - ①再就業相談事業
 - ②看護力再開発講習会
- (2) 看護職員リフレッシュ研修会
- (3) 「看護の心」普及事業
- (4) 看護職員確保対策連絡協議会
- (5) その他

訪問看護支援事業

(事業内容)

- (1) 訪問看護支援事業
訪問看護師からの相談・情報交換
- (2) 訪問看護相談事業
在宅療養者等に対する相談・普及
- (3) 訪問看護師養成講習会事業
- (4) 訪問看護事業実態把握事業

中央ナースセンター事業の概要

1. 目的 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与すること。
2. 実施主体 社団法人日本看護協会
3. 事業内容 中央ナースセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動を行うこと。
 - イ 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
 - ウ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。
 - エ 2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。
 - オ 前各号に掲げるもののほか、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。
4. 運営方法 中央ナースセンターの運営に当たっては、事業担当責任者を置き、都道府県ナースセンターと密接な連携を図ることにより円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

中央ナースセンター事業の実施状況

1. 都道府県ナースセンター事業に関する広報活動

- ・ 機関誌「看護」による広報
- ・ ホームページ「e－ナースセンター」による広報

2. 看護関連情報の提供

- ・ 進路相談のための情報収集及び情報提供

3. 看護職員の需給、就業動向の把握及び分析

- ・ NCCS登録データに基づく潜在看護職員の就業意向及び求人条件と就業希望条件等の分析

4. 都道府県ナースセンターとの情報交換、連絡調整

- ・ ナースセンター事業担当者会議の開催
- ・ 都道府県ナースセンター事業実施状況調査の実施

5. 訪問看護を推進させるための調査、連絡調整

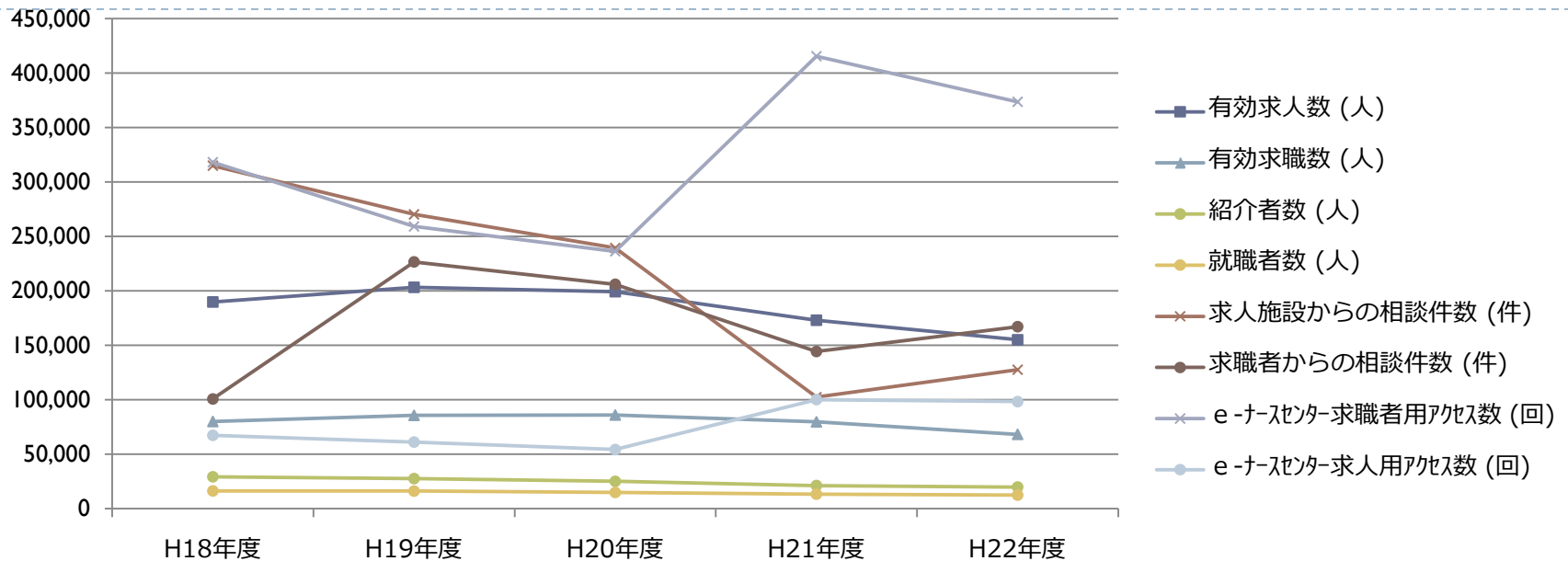
- ・ 訪問看護師養成講習会実施状況調査の実施

6. NCCS及びe－ナースセンターの運用

ナースバンク事業の実績①

- ▶ 平成22年4月1日～平成23年3月31日
- ▶ 全求人
 - 求人施設実数 19,719ヶ所
 - 有効求人数 155,058人
- ▶ 全求職
 - 有効求職数 68,199人
- ▶ 就職者数 12,404人

ナースバンク事業の実績②



指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
有効求人数	(人)	189,808	203,278	199,283	173,053	155,058
有効求職数	(人)	79,983	85,627	85,954	79,675	68,199
紹介者数	(人)	29,218	27,561	25,023	21,193	19,818
就職者数	(人)	16,227	16,071	14,864	13,272	12,404
求人施設からの相談件数	(件)	315,042	270,264	239,413	102,350	127,578
求職者からの相談件数	(件)	100,694	226,625	206,050	144,307	167,118
e-ナースセンター求職者用アクセス数	(回)	318,217	259,191	236,351	415,568	373,677
e-ナースセンター求人用アクセス数	(回)	67,292	61,119	54,216	100,133	98,258

ナースバンク事業の実績③

ナースセンター及びハローワークにおける看護職員就職状況の比較

1. ナースセンター

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有効求人数（人）（注2）	150,626	154,773	189,808	203,278	199,283	171,057	155,058
有効求職数（人）（注3）	103,105	80,561	79,983	85,627	85,954	79,675	68,199
有効求人倍率	1.46	1.92	2.37	2.37	2.32	2.15	2.27
新規有効求人数（人）	110,874	120,885	150,417	155,372	149,607	125,850	117,757
新規有効求職数（人）	65,302	61,211	61,206	85,627	65,094	58,062	51,478
紹介者数（人）	29,363	29,821	29,218	27,561	25,023	21,193	19,818
就職者数（人）	16,830	16,107	16,227	16,071	14,864	13,272	12,404
求職者就職率	0.16	0.20	0.20	0.19	0.17	0.17	0.18
紹介者就職率	0.57	0.54	0.56	0.58	0.59	0.63	0.63

注1. 1カ所当たりの数は、全体47カ所 注2. 当年度有効であった求人登録の募集人員の合計。年初求人数と新規求人数の合計。有効期限(6ヶ月)後、再更新された求人は新規求人として計上。

注3. 当年度有効であった求職登録の登録数。年初求職数と新規求職数の合計。同一求職者でも、就職後、退職し再登録した場合、または有効期限(6ヶ月)後再更新した場合は各々を新規求職として計上。

注4. 求人・求職の登録は、窓口及びインターネットを通じて可能で、求職者数、求人者数の約7割を占めている 注5. 出典：中央ナースセンター統計

2. ハローワーク

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有効求人数（人）（注2）	704,778	830,241	1,002,999	1,069,165	1,079,111	1,047,083	1,125,504
有効求職者数（人）（注3）	483,409	502,879	492,761	464,689	445,707	442,968	442,879
有効求人倍率	1.46	1.65	2.04	2.30	2.42	2.36	2.54
新規求人数（人）	256,664	302,822	359,577	376,939	380,196	370,407	397,812
新規求職申込件数（件）	131,336	138,178	136,623	129,289	125,185	122,679	122,018
紹介件数（件）	126,010	132,942	129,656	124,186	128,178	134,256	132,138
就職件数（件）	51,514	55,866	58,301	55,390	54,195	52,612	52,617
求職者就職率（注4）	0.11	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
紹介者就職率（注4）	0.41	0.42	0.45	0.45	0.42	0.39	0.40

注1. 1カ所当たりの数は、職業安定所については全体545カ所（内訳：職業安定所437カ所、出張所95カ所、分室14カ所）

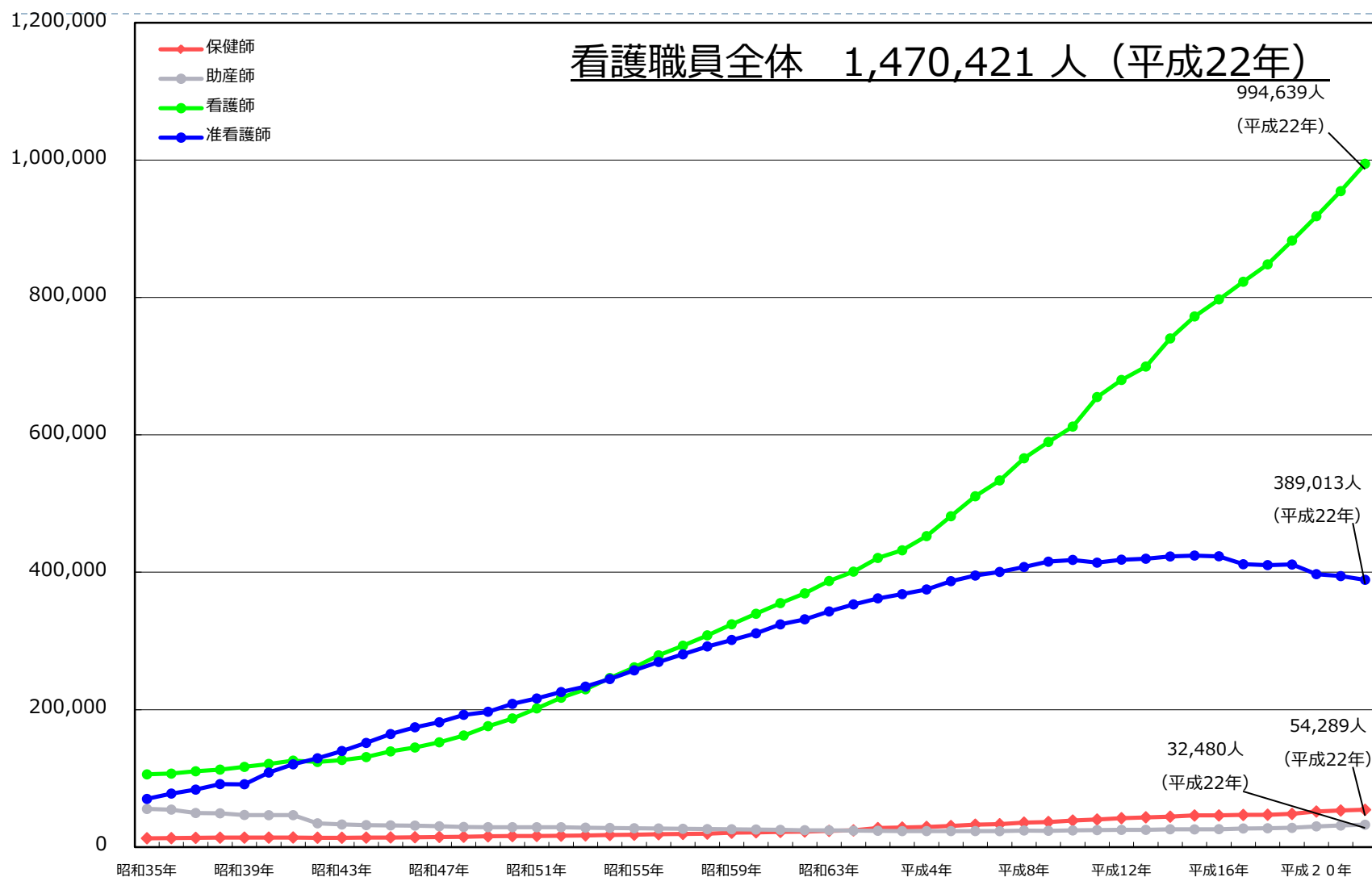
注2. 月間有効求人数(前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限(翌々月まで有効)が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。))と当月の「新規求人数」の合計数を1年間分足し上げたもの

注3. 月間有効求職者数(前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限(翌々月まで有効)が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。))と当月の「新規求職申込件数」の合計数を1年間分足し上げたもの

注4. 医政局看護課算出

注5. 出典：職業安定局「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」

看護職員就業者数の推移



看護職員就業者数の推移（H17～H22年）

看護職員就業者数(年次別、就業場所別)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	助産所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サ ビス等	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
17年	1,308,409	8,888	32,762	818,580	283,623	1,694	35,494	27,266	14,131	23,427	32,228	8,738	14,056	7,522
18年	1,333,045	8,534	32,702	831,921	290,929	1,646	35,963	27,307	15,641	25,505	33,923	7,613	13,637	7,724
19年	1,370,264	8,381	33,311	851,912	297,040	1,636	37,995	28,494	16,354	27,348	37,695	8,294	13,859	7,945
20年	1,397,333	8,108	33,480	869,648	299,468	1,742	38,741	27,662	18,541	28,806	35,826	10,857	14,792	9,662
21年	1,433,772	7,932	34,393	892,003	304,247	1,720	39,796	28,082	19,502	30,179	38,866	11,411	15,228	10,413
22年	1,470,421	8,502	34,723	911,400	309,296	1,926	41,367	30,301	20,590	32,231	42,946	11,251	15,943	9,945

第七次看護職員需給見通し

(単位：人、常勤換算)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 見 通 し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
① 病 院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
② 診 療 所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③ 助 産 所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤ 介 護 保 険 関 係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥ 社会福祉施設、在宅 サービス(⑤を除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦ 看 護 師 等 学 校 養 成 所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧ 保 健 所 ・ 市 町 村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨ 事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供 給 見 通 し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
① 年 当 初 就 業 者 数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
② 新 卒 就 業 者 数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③ 再 就 業 者 数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④ 退 職 等 に よ る 減 少 数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
(供給見通し／需要見通し)	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

注) 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

第七次看護職員需給見通し検討会報告書（抄）

4. 看護職員確保対策の推進

（3）再就業支援

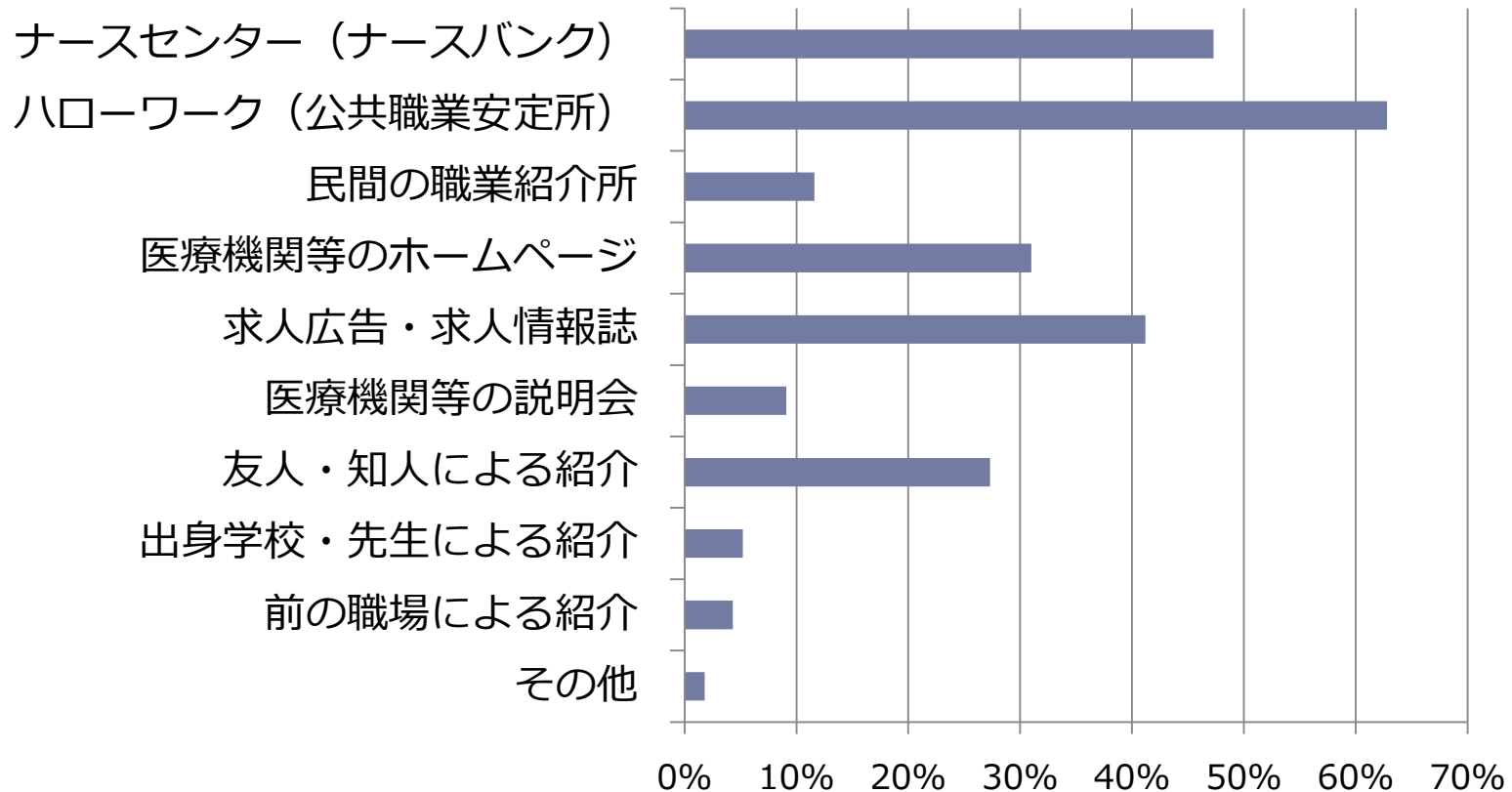
（中略）

ナースバンクについては、ハローワークにおける実績と比較をすると職業紹介にまで至った件数は少ないものの、丁寧な相談を実施できることから、ハローワークを始め雇用関係部局とも連携した取組みを進めることにより再就業支援の効果を一層増大させていくことが期待される。

看護職員として就業していない者が 再就職先を探す際に利用する施設

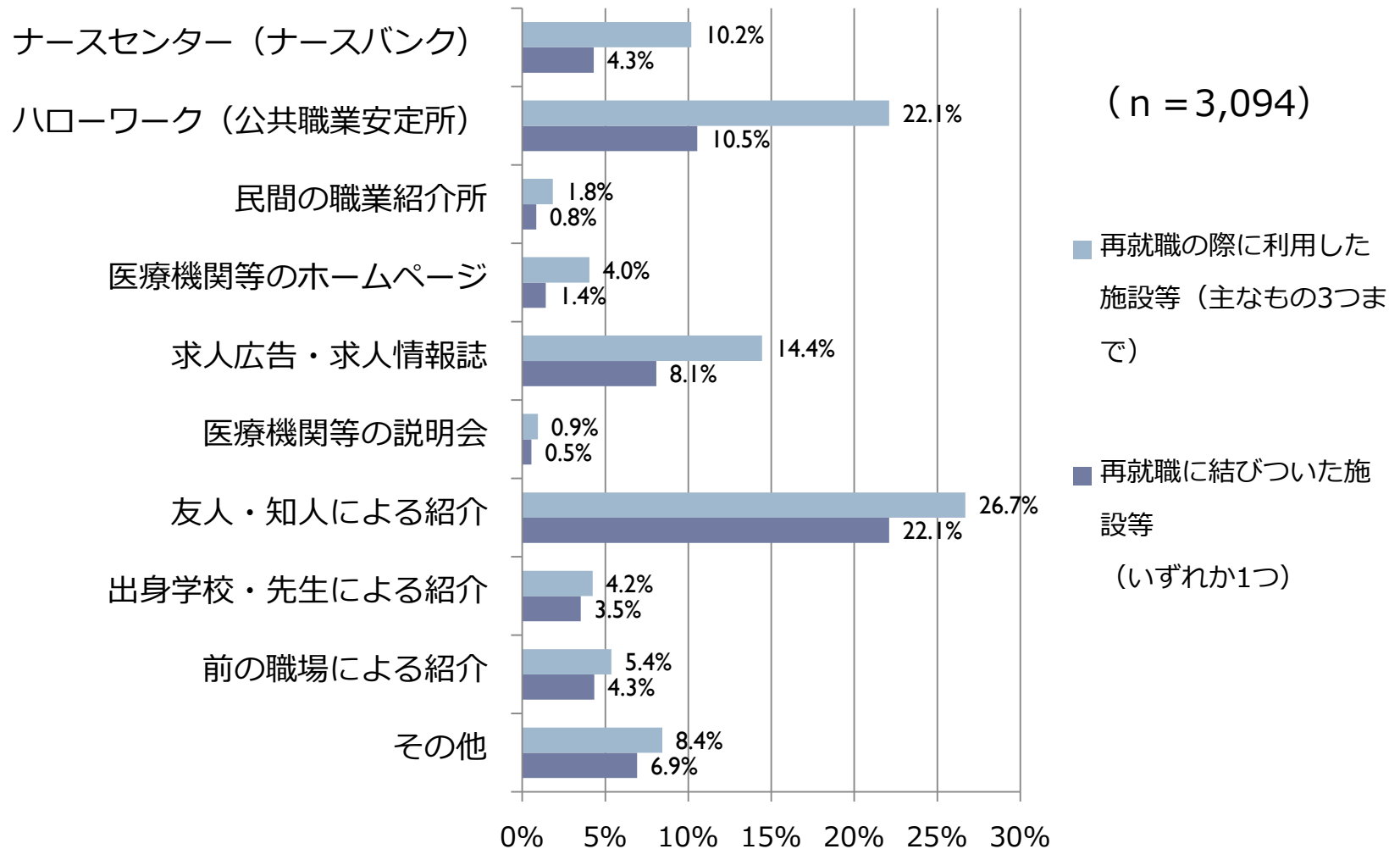
(主なもの3つまで)

(n = 1,085)



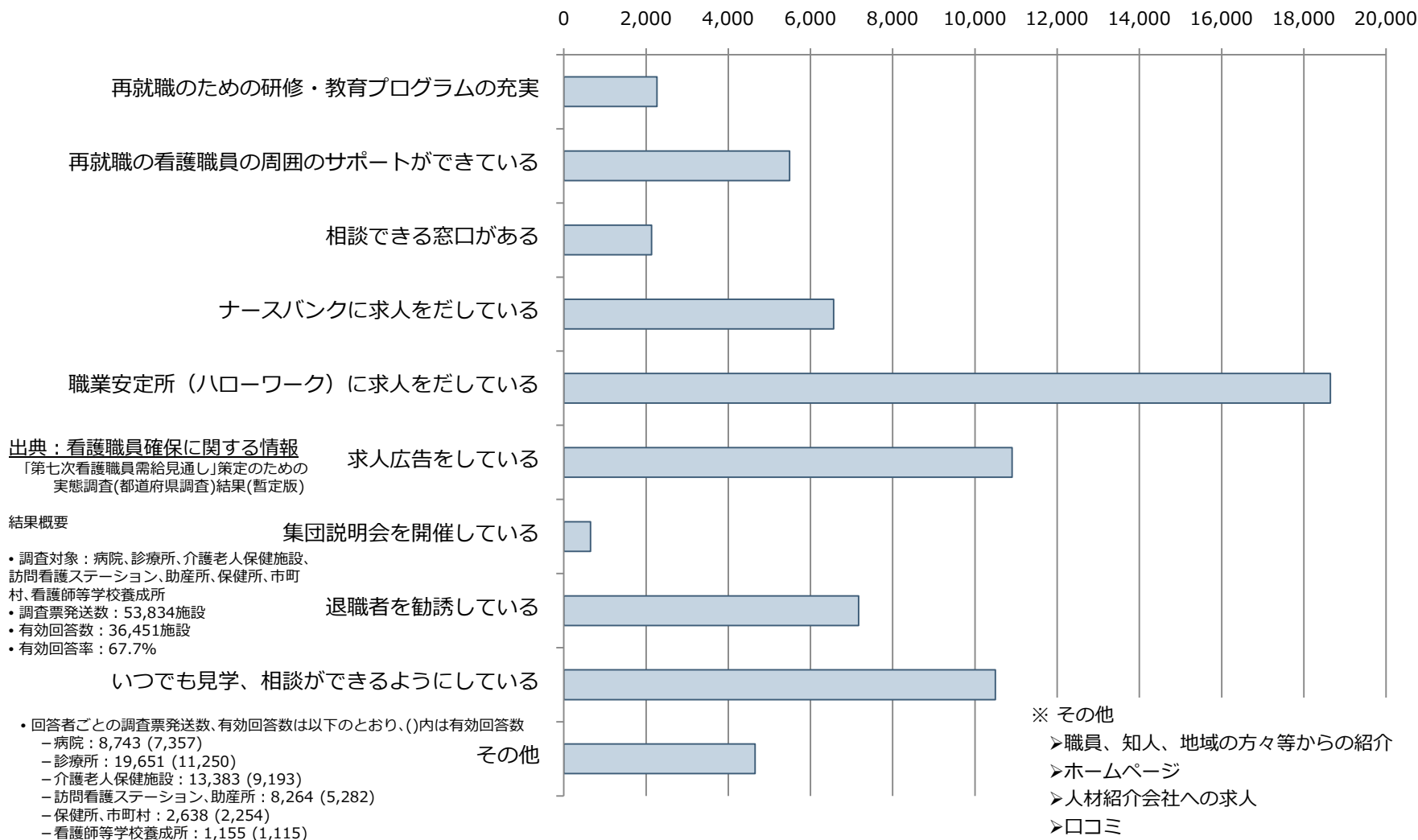
出典；看護職員就業状況等実態調査

看護職員として退職経験のある者が 再就職先を探す際に利用した施設



看護職員の再就職に効果をあげている取組

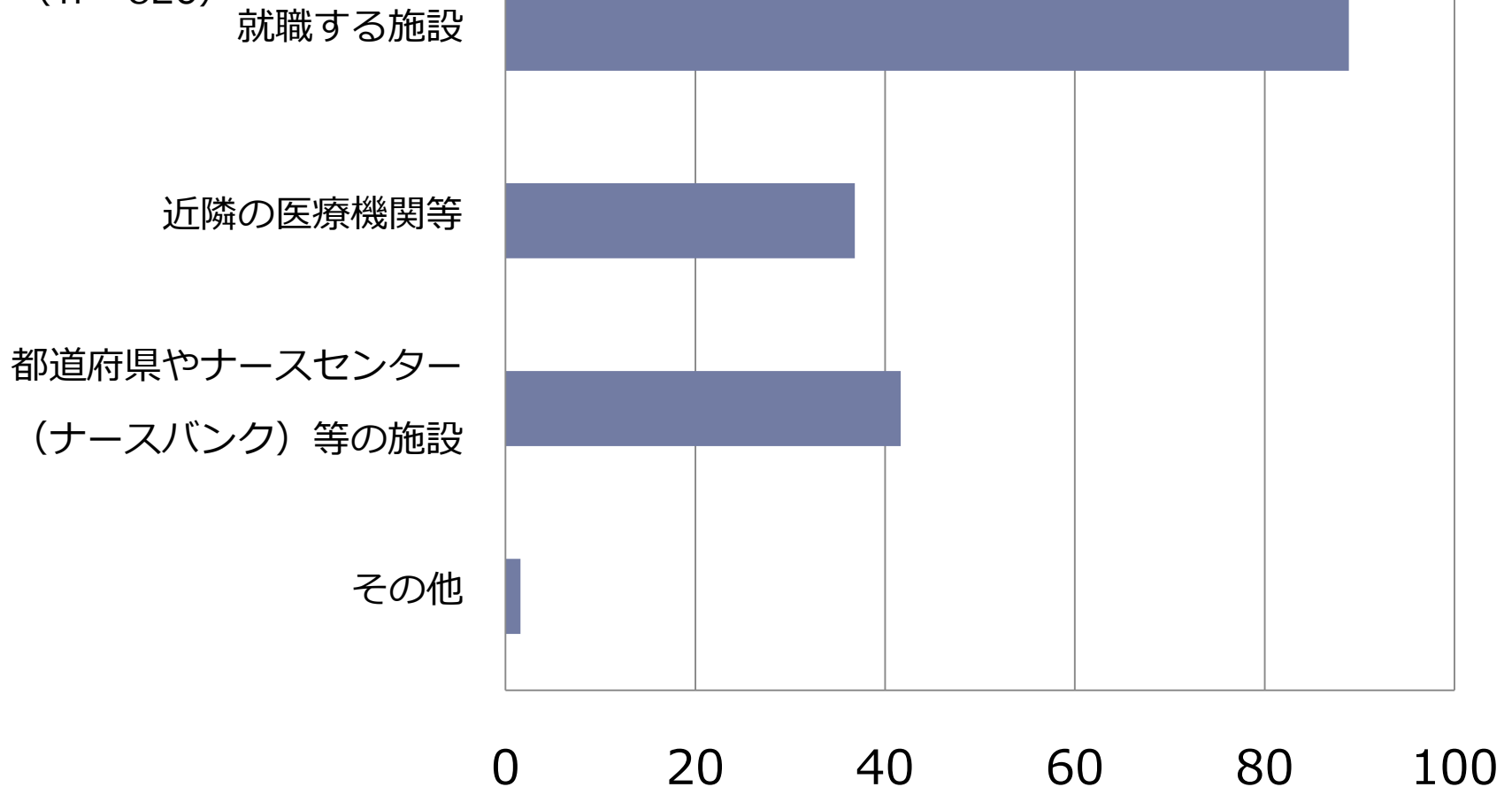
(上位3つまでの複数回答、単位：件)



看護職員として就業していない者の 再就職時研修の希望場所

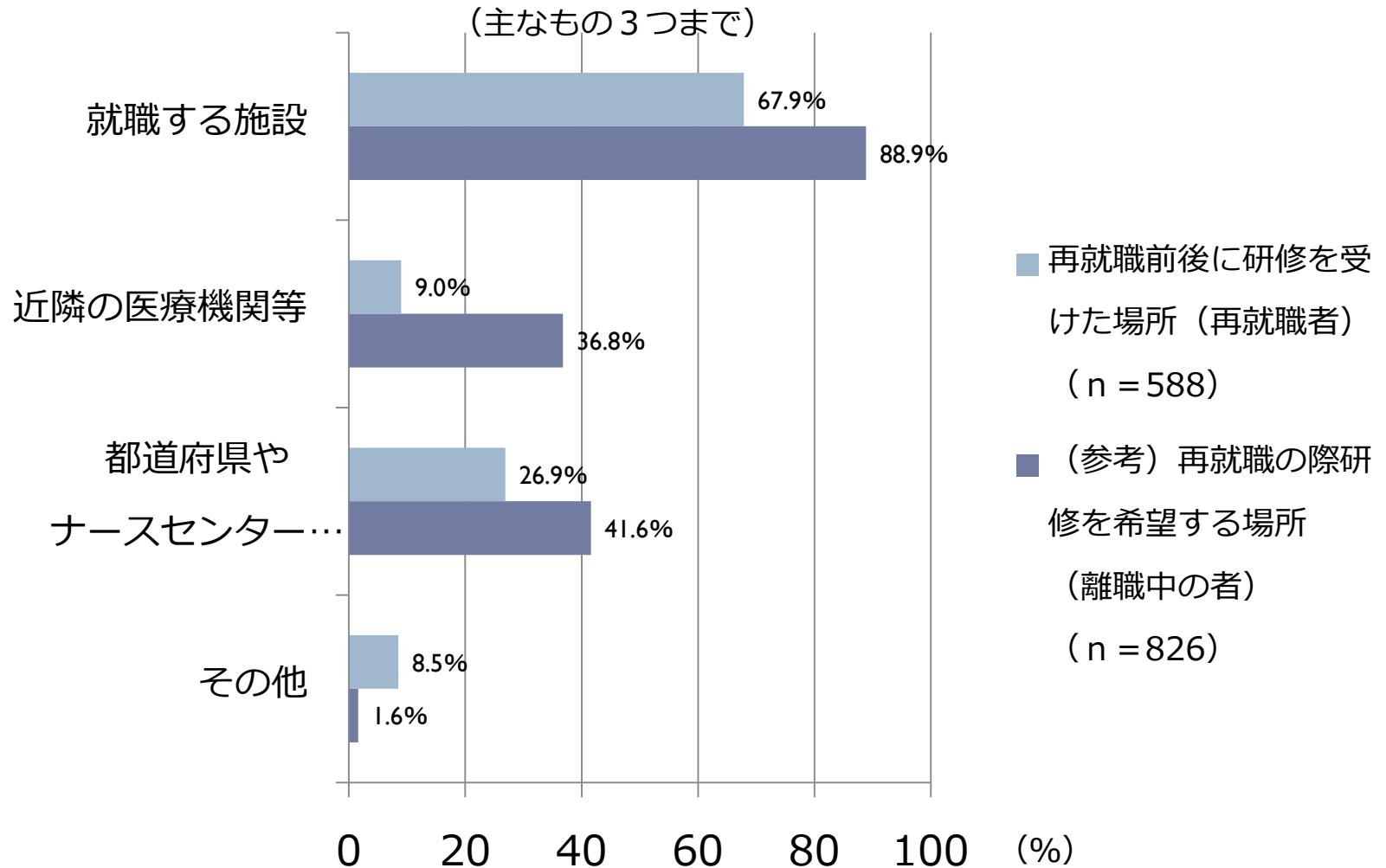
(主なもの3つまで)

(n = 826)



出典；看護職員就業状況等実態調査

看護職員として退職経験のある者の 再就職前後の研修場所



出典；看護職員就業状況等実態調査

公益社団法人 日本看護協会の概要①

- I. 目的 都道府県看護協会との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

II. 設立等

① 設立時期

昭和21年11月（日本産婆看護婦保健婦協会）

（昭和22年6月「日本助産婦看護婦保健婦協会」として社団法人 許可）

（昭和26年6月「日本看護協会」へ名称変更）

（平成23年4月 公益社団法人 認定）

② 厚生労働大臣の指定

平成5年12月 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律86号)に基づき中央ナースセンターの指定を受ける(平成6年1月26日厚・労告一)

公益社団法人 日本看護協会の概要②

III. 事務・事業内容

- ① 教育等看護の質の向上に関する事業
- ② 日本看護学会の開催等学術研究の振興に関する事業
- ③ 看護業務の開発、看護制度の改善等に関する事業
- ④ 看護職の労働環境等の改善及び福祉の向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業（ナースセンター事業）
- ⑤ 看護の国際交流に関する事業
- ⑥ 施設の貸与事業
- ⑦ その他本会の目的を達成するために必要な事業

※ 日本全国及び海外において行うものとする。

公益社団法人 日本看護協会概要③

IV. 組織等（平成24年3月1日現在）

① 組織 東京都渋谷区

② 役職員数

- 役員 64名（会長(常勤)1名、副会長(非常勤)3名、専務理事(常勤)1名、
常任理事(常勤)6名、地区理事(非常勤)47名、准看護師理事(非常勤)2名、
監事(非常勤)4名 ※国家公務員出身者0名
- 職員 189名（常勤159名、非常勤30名）※国家公務員出身者1名

V. 予算

- 平成21年度予算 6,843百万円
(うちナースセンター事業にかかる国からの補助金等 143百万円)
- 平成22年度予算 5,483百万円
(うちナースセンター事業にかかる国からの補助金等 114百万円)
- 平成23年度予算 5,700百万円
(うちナースセンター事業にかかる国からの補助金等 114百万円)

公益社団法人 日本看護協会 主な実施事業 平成22年度

「平成22年度事業報告」から抜粋

1 教育等看護の質の向上に関する事業

看護教育制度・継続教育・認定看護師教育・資格認定制度・教育助成・看護の質保証の推進・
医療安全に関する事業

2 日本看護学会の開催等学術研究の進行に関する事業

日本看護学会、図書館運営(図書文献サービス)に関する事業

3 看護業務の開発、看護制度の改善等に関する事業

看護制度に関する政策提言、訪問看護の推進事業、介護施設における看護の質向上に関する事業、
保健師の専門性を発揮するための基盤強化事業、助産師の積極的な活用による安心・安全な妊娠・
出産・育児環境の基盤整備事業、職能委員会活動

4 看護職の労働環境等の改善及び福祉の向上による国民の健康及び福祉の推進に関する事業

働き続けられる労働条件・環境づくり支援事業、看護職の就業支援事業、看護労働の国際連携事業、
問い合わせ・相談対応事業、災害時の看護支援活動に関する事業、健康危機管理に関する事業

5 看護の国際交流に関する事業

「看護三職能の専門性の強化」に向けた活動、国際協力及び支援活動、国内外に向けた広報活動

6 施設の貸与事業

施設運営に関する事業

7 その他本会の目的を達成するために必要な事業

広報活動・渉外活動・会員支援・組織・施設管理に関する事業